

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530028

研究課題名(和文) 「自律」を支えるものとしての、労働に関する権利
—「個人の尊重」を解釈基準として—

研究課題名(英文) Rights in labor as the support of autonomy—according to the “respect for the individuals” as the base of interpretation —

研究代表者

押久保 倫夫 (OSHIKUBO MICHIO)

東海大学・法学部・教授

研究者番号：30279096

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本国憲法13条前段の「個人の尊重」を解釈基準として、日本国憲法27条1項の「勤労の権利」、27条2項の「勤労条件の法定」そして憲法28条の「労働基本権」を、労働者諸個人の自律を実現させるものとして再解釈することを目指したものである。そこではまず、基準となる日本国憲法13条前段の「個人の尊重」について、ドイツ連邦共和国基本法1条の「人間の尊厳」と対比しながら、その理解を深めていった。そして具体的には、これまで憲法上の「勤労」の概念に含まれていなかった無償労働を、「個人の尊重」をより現実のものとするためにこれに含めるといふ、新たな「勤労」概念を提唱し、その労働法上、そして社会法上の効果を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research aims at the new interpretation, in which the rights concerned to labor in the Japanese Constitutional Law realize autonomy in the base on the “respect for the individuals”. I have indicated first the profound comprehension of “respect of the individuals” in comparison with the human dignity in the German Constitutional Law. Concretely I have insisted that the gratis labor also must be contained in the concept of labor in the Japanese Constitutional Law in order to realize more the autonomy of the individuals.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：憲法学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：労働に関する権利、個人の尊重、人間の尊厳、自律、勤労の権利、勤労の義務、無償労働

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本国憲法13条前段の「個人の尊重」は、従来から人権の中核となる理念を表すものとされてきたが、個々の人権解釈においてはこれが具体的に生かされることはなかつ

た。私はこれまでに、「個人の尊重」の意義を、ドイツ連邦共和国基本法1条の「人間の尊厳」との対比によって明らかにしてきた。そこでは現在の日本の人権状況においては、「個人の尊重」の独自の意義を生かしていくべきこと、またその際は、従来の一部の学説

に見られたように、これを「主観的権利」と主張するのではなく、あくまで「客観的原則」として捉え、個別の人権条項、人権問題に対する「解釈基準」として機能させるべきことを明らかにした。

(2) そしてこの基準については、「個人の尊重」が規範内容として含まれていることが自明な人権条項においては、それを持ち出す必要はないが、それが明確でない条文、あるいは問題解決にあたってそれが忘れ去られやすい場合は、人権条項の背後にある「個人の尊重」の原則を顕現させなければならない、という図式を示した。この構図に基づきこれまで具体的には、反社会的人間としてその個性を「丸ごと」否定されがちな「受刑者」の人権問題や、自由権とは異質な原理に基づくものであるかのように捉えられる傾向にある社会権条項のうち、25条の「生存権」、26条の「教育を受ける権利」について、「個人の尊重」を基底とする解釈を提示してきた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、社会権の残された領域である労働に関する諸権利について、「個人の尊重」を基準として解釈し直すものであるが、そこでは、13条前段の本質である「自律」の契機を前面に押し出す。

(2) 従来私は、「自律した個人」の人間像の持つ、自律していないとみなされた人間に対する人権抑圧的機能に警戒的であった。しかし「自律」の概念をイデオロギー批判することによって、即ち「個人の自律」が到達可能な Zweck (目的) ではなく、厳密には実現不可能な Ziel (目標) であることを認識することによって、そのような抑圧的機能を回避できるばかりではなく、諸個人の自律、自己決定の為にはその環境、前提条件が重要となることを、新たに明らかにした(拙稿「人間像の転換?」憲法問題 16号 42-3頁)。

この観点からすると、労働に関する憲法上の諸権利は、社会権の一環として「自律」の為の経済的前提を確保すると同時に、これを他者との、実質的にも自由な関係性の中で行われること、即ち諸個人が可能な限り「自律的に」労働条件を決定する為のものとして位置づけられる。さらに、労働という他者との相互利益を図る関係に入ること自体に、「自律」への契機を見ることも可能であり、労働権(労働の権利)にはそのような意義をも見出しうる。

(3) 以上を踏まえ、日本国憲法 13条前段の「個人の尊重」を解釈基準として、日本国憲法 27条 1項の「労働の権利」、27条 2項

の「勤労条件の法定」そして憲法 28条の「労働基本権」を、労働者諸個人の自律を実現させるものとして再解釈する。そしてそれに基づき、労働法のみならず、広く社会法全般の基本的あり方を新たに提示する。

3. 研究の方法

(1) まず、日本における憲法 27条 1項の「労働の権利」、27条 2項の「勤労条件の法定」そして 28条の「労働基本権」についての既存の学説を検討する。とりわけ近年、これについて集団主義的傾向を批判する説も有力になっているところから、学説の移り変わりを考察し、その背景にある人権一般の捉え方の変動を明らかにし、それによってその推移の意義と限界を明らかにする。そして、労働法全体についても概観し、憲法上の労働に関する権利の捉え方が、労働法全体の捉え方に如何なる影響を与えてきたかも考察する。

(2) また、諸外国における労働法に関する憲法論文・判例を収集していく。例えばドイツ連邦共和国ではその基本法において、9条 3項の労働者の団結の自由、20条 1項の「社会国家」規定等があり、さらには基本法は社会的市場経済を選択したとして、労働者の団結のみならず、雇用保護、労働者保護を憲法上の要求とするものが存在するからである。その関係の文献を当地に渡り、日本では入手が困難な文献も含めて、収集していく。

収集した文献を整理し、例えばドイツにおける 9条 3項の労働者の団結の自由、20条 1項の「社会国家」規定の解釈に対して、「人間の尊厳」が客観法的にどのように機能しているかを探り、とりわけそれが解釈基準として明示的・黙示的にそれらの解釈に影響を与えている場合を抽出する。そしてそれらの事例から、日本国憲法 13条前段を「労働基本権」の解釈基準として適用する場合の方法論をより深く確立していく。それと共に、それらのドイツの事例の場合に、「個人の尊重」を解釈基準としていたら、「個人の尊重」と「人間の尊厳」の意味内容の違いから、労働団体法や雇用保障法、労働保護法に関する憲法的議論がどのように異なってくるかを確認する。

(3) そしてこれらの成果を踏まえて、日本における憲法 27条 1項の「労働の権利」、27条 2項の「勤労条件の法定」そして憲法 28条の「労働基本権」についての既存の学説を、日本国憲法 13条前段の「個人の尊重」を解釈基準として、再解釈していく。ここでは、従来の集団主義的学説を批判的に捉えるばかりではなく、「個人の尊重」即ち労働者諸個人の「自律」の観点から考察していき、憲

法 27 条、28 条の解釈を新たなものに変革していく。さらにこの新たな解釈論に基づいて、労働団合法や労働保護法のあるべき姿の指針を提示する。

4. 研究成果

(1) まずは本研究の中心概念である「個人の尊重」及び、それと深く関係する「人間の尊厳」の理解を深め、それに基づく憲法上の「労働に関する権利」の解釈の指針を探索した。『ドイツの憲法判例Ⅲ』に掲載した、4つのドイツ連邦憲法裁判所の判例評釈は、いずれも「人間の尊厳」乃至はそれと密接に関係する「一般的人格権」についての判決に対するものであり、その中には、日本の「個人の尊重」を基本理念として判断する場合との比較検討を行なったものもある。「Die Achtung vor dem Individuum und die Würde des Menschen」では、日本国憲法に文言として存在しない「人間の尊厳」は、憲法 13 条のほか、18 条、36 条、25 条と密接な関係を有することを確認し、当該概念をそれら全体から解釈として演繹されるものとして位置づけ、これを「公共の福祉」の一内容として機能させるべきことを示した。「沈黙する者へのパターナリズム—遺伝子操作の限界としての『個人の尊重』と『人間の尊厳』—」においては、現在極めて多くの議論が戦わされている「遺伝子操作」についてその限界を明らかにした。そこでは、日本では「人間の尊厳」は、侵害される主体が特定できしかも人間であることが明らかな場合で「客体定式」が当てはまる時のみ、当該概念を制限規範として用いるべきことを示し、遺伝子操作でこれに当てはまる場合を明らかにした。そしてそれ以外の領域では、「個人の尊重」によってその是非を判断すべきであり、しかも遺伝子を選択する親の側ではなく、「生まれ来る子ども達」の方を基軸にすべきことを指摘した。さらに遺伝子操作を、意思の表示できない彼らに対するパターナリズムと捉え、これに基づき個々の遺伝子操作の許容範囲について、具体的に明らかにしていった。

以上のように「個人の尊重」と「人間の尊厳」の制限規範としての相違を明らかにしたことにより、憲法上の「労働に関する権利」においても、同様にして権力関係を抑制し自律を図るものとしての側面を抽出するという、指針の一つを得た。

『リアル憲法学』では、その編集のほか、第 2 章「『博愛』への想像力—個人の尊重—」を執筆した。そこでは、預金、学資保険、車の借用等の通常の人には認められている行為のために、生活保護を廃止・減額された措置が無効とされた事件を例に、生存権等あらゆる人権の背後に、13 条が存在することを示

した。そして、「個人の尊重」を、一方で全体主義との対比で自らの人生は自らが決めることと定式化すると共に、決定の重荷による「自由からの逃走」の危険の指摘し、その克服にも触れた。他方で、「個人の尊重」は利己主義とは全く異なり、見ず知らずの人や理解し難い人も含めて、すべての個人を自分や家族と同様に尊重することであり、「博愛」の思想につながるものであることを明らかにした。そして、この崇高な理念に現実を近づけるには、自分とは全く異なる存在を理解しようとする想像力こそが求められることを、金子みすずの詩を媒介として説明した。

そして、このような人権の基本理念である「個人の尊重」を基礎として、諸個人の生き方の多様性を増大させる為に、勤労の権利の拡大をめざす研究を行う方向性を定めた。

(2) 日本港憲法 13 条前段の「個人の尊重」等に基づいて、憲法上の「勤労の権利」に関して、全く新しい解釈を提示した。即ち「無償労働と『勤労の権利及び義務』—勤労概念の拡大と『個人の尊重』・『人間の尊厳』—」がそれである。

そこでは、憲法 27 条 1 項の「勤労」の概念に、家事労働やボランティアといった無償労働を含めるべきことを明らかにした。

その理由はまず、一人の人間が雇用労働のみならず、自営業やボランティア活動、さらには家事に従事したり再び教育を受けたり、失業状態に陥ったり年金受給者となったりする状況を含めて、様々なライフステージ間を自由に移行できるようにすることが、個人の自由を増大させることにつながり、そのためには無償労働を含めて労働概念を統一的に把握すべきことである。

憲法上その為には、27 条の「勤労」の概念に、雇用労働あるいは有償労働に限らず、家事労働やボランティアといった無償労働を含めることがその第一歩となる。そしてこのことは、家事労働やボランティアの専従者の人間の尊厳を回復させ、一人の人間が様々なライフステージに移行することを容易にする、即ち個人の自由を増大させることにより、憲法が保障する人権の理念を現実のものとする契機となる。

また、憲法 27 条 1 項は、「勤労」を権利のみならず「義務」とも規定している。この「勤労の義務」については、これまで強い規範的拘束力が認められてこなかった。

しかし近年、「勤労」が権利のみならず「義務」であることを、最高裁判例が職業を人格的に捉え、社会機能分担論を取っていると見られるところから、「勤労者」が職業という形で個性の発揮を強いられている、との見解

が示されている。これが有権解釈と見られるとすると、実践の学問としての法学は、それを前提とした上での対処を論じる必要がある。

それゆえ「勤労の義務」を正面から受け取る場合でも、個人の多様な生き方を可能にする、即ち日本港憲法 13 条前段の「個人の尊重」の理念をできるだけ現実化する解釈を提示する必要がある。そしてそれが、雇用労働や自営業のみならず、家事労働やボランティアといった無償労働を含めることである。

「勤労の権利・義務」に従来の様に有償労働しか含めないと、専業主婦やボランティア専従者は、「勤労の義務」を果たしていないことになってしまう。しかし家事労働は家族の生活、ひいてはその社会活動に不可欠であるし、ボランティアは社会に貢献する活動である。そして彼らの個性の発揮の場であると言える。

彼らを「勤労の義務」を果たしていない者とするのは、彼らの人間としての尊厳を貶めることにもつながる。家事労働やボランティアといった無償労働を勤労に含めることにより、雇用労働も、自営業者も、専業主婦も、ボランティア専従者も、等しく「勤労の義務」を果たしている者として、財政措置などにより様々なライフステージ間を容易に移動できるようにしていく、憲法上の正当性が確立されることになる。

このように、無償労働に従事している者も、「勤労の義務」を果たしていると認めることが、個人の生活の多様性を確保することにつながるのである。

そしてこの 27 条の勤労概念の拡大によって、「勤労者」に家事労働やボランティアといった無償労働者も含まれることになり、無償労働者に労働基準法等の労働関係法令が適用される可能性を開く。さらに勤労概念の拡大によって、28 条の「勤労者」に、無償労働者も含まれることになり、彼らに労働団体の一部も認める余地が生じる。

さらにこれは、他の社会権条項、そして社会法全体に影響を及ぼす。例えば年金制度において、ボランティア活動は、その社会的価値を反映したものになっていない。

しかし、ボランティア活動を、社会に貢献する「勤労」と認めるならば、この制度は改善すべきである。本人の意思によらない失業によって収入がほとんどなくなり、保険料が納付できなくなっても、社会に貢献するボランティア活動をフルタイムに行っている者は、「勤労の義務」を充分果たしている者として、国民年金が受給時に減額されることのないように、制度改正すべきである。

このように、家事労働やボランティアといった無償労働を「勤労」概念に含めることによ

って、無償労働を社会法上不利に扱わないようにする、憲法上の要請が生じることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

①押久保 倫夫「無償労働と『勤労者の権利及び義務』—勤労概念の拡大と『個人の尊重』・『人間の尊厳』—」戸波江二編『企業の憲法的基礎』pp.195-218、2010 年

②押久保 倫夫「沈黙する者へのパターンリズム—遺伝子操作の限界としての『個人の尊重』と『人間の尊厳』—」東海法学 41 号、pp.21-68、2009 年

③Michio OSHIKUBO, Die Achtung vor dem Individuum und die Würde des Menschen — Zur Grundidee der Menschenrechte in Japan und Deutschland, in: Rainer Wahl (Hrsg.), Verfassungsänderung, Verfassungswandel, Verfassungsinterpretation, S.309-325, 2008.

[図書] (計 2 件)

①石崎学・笹沼弘志・押久保倫夫 編、リアル憲法学、法律文化社、2009 年、281 頁 (編集、及び、第 2 章「『博愛』への想像力—個人の尊重—」(14-27 ページ)執筆担当)

②ドイツ憲法判例研究会編、ドイツの憲法判例Ⅲ、信山社、2008 年、621 頁 (『故人の尊厳』保護 7-12 頁、「無期限の保安拘禁の合憲性」13-19 頁、「婚外子の父を知る権利と母の人格権」43-50 頁、「拘禁者の低廉な労働報酬」311-319 頁、担当)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

押久保 倫夫 (OSHIKUBO MICHIO)

東海大学・法学部・教授

研究者番号：30279096